３ －（１）

新中学校校舎建設事業への充当について

【令和7年度検討結果】

・ できるだけ森林環境譲与税を充当し、施設の木質化を図る。 ※主に図書室

・ 森林環境教育を取り入れ、森林を身近に感じてもらう機運を醸成すること。

・ 施設部会や学習計画の際に、本委員会からの意見を検討材料として活用する。

【活用方針】

・ 令和８年度の完成予定の新中学校校舎建設事業へ、重点的に配分する。

【現状報告】

令和８年度より建設が着工されましたので木質化に関する工事の進捗状況を報告します。

※写真、図面は別紙３－（１）－１参照

○富士川中学校　新校舎に使用される町有木材

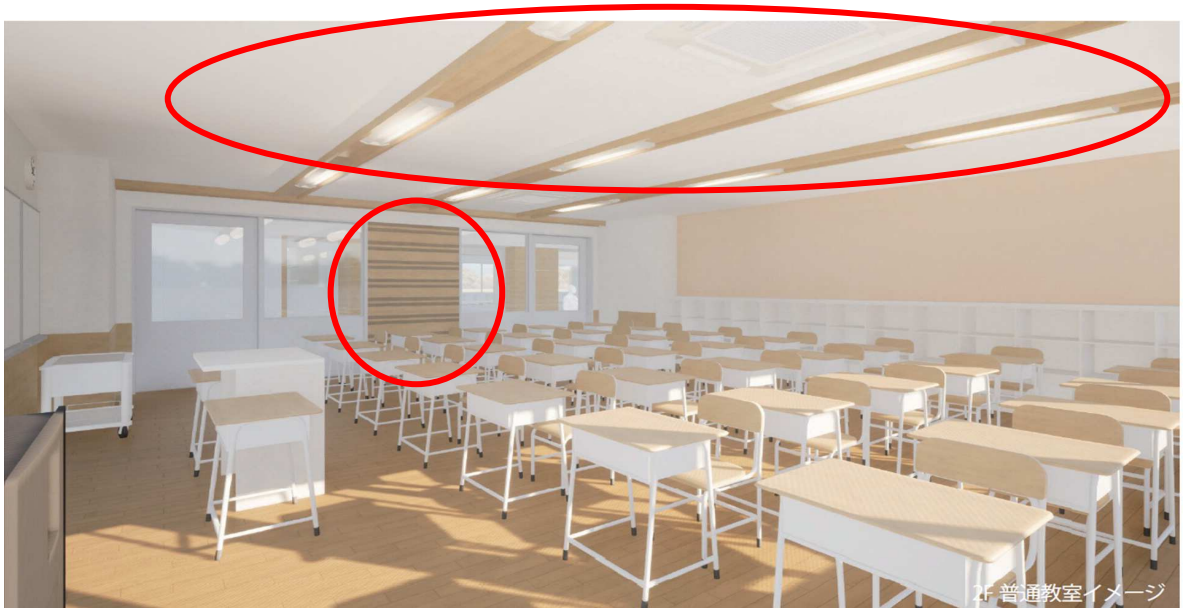
・完成部

部屋	2階天井照明ボックス(図①)
外	外壁型枠(写真①)、外部流し型枠(写真②)

・加工中

富士川コリドー	外壁仕上げ(写真③)、軒天(図②)
部屋	3階照明ボックス、掲示壁長押(図①)
廊下	掲示壁長押、ベンチ天板
図書室	天井ルーバー(図③)
中央スペース	富士山ルーバー(図④)
昇降口	生徒用下足入れの側板飾り
サイン関係	室名サイン、階数サイン、木材利用案内

図①



写真①



写真②



写真③



図②



図③



図④



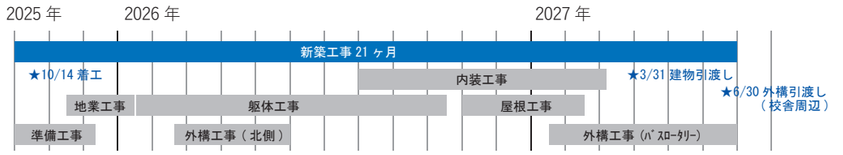
富士川町立 富士川中学校

富士川町の自然と歴史を未来へつなぐ 共創を生み出す学び舎

■計画概要

計画場所：山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 991 番地 1
敷　　地：23,802.02 ㎡
建物規模：校舎　鉄筋コンクリート造 3 階建　/　渡り廊下　鉄骨造平屋
建築面積：校舎　1,923.49 ㎡　/　渡り廊下　155.94 ㎡
延床面積：校舎　5,038.70 ㎡　/　渡り廊下　36.51 ㎡
※他：ポンプ室、リサイクルステーション 1,2

■スケジュール



コンセプト・外観パース


南側外観イメージ


南側鳥瞰イメージ


富士川コリドーイメージ

01 富士川町らしさ

豊かな自然を享受し、歴史的価値を再認識する場所

富士川やダイヤモンド富士をはじめ、四季折々の美しい風景が広がる富士川町。
かつて富士川舟運の往来拠点として栄えた特色ある歴史を有している。
そんな場所だからこそ、地域の誇りや関心を育み、地域交流を通じた「富士川町らしさ」を創出する場所を目指す。

→外観モチーフ、オープンスペース

02 学校経営案

多様な価値観をもつ生徒が共に学び、創造する場所

校訓「共創」の実現に向けて、(1) コミュニケーションを創出する場所づくり
(2) 多様な学習内容・学習形態が可能となる学習環境づくり (3) 一人一人の多様性を尊重する生活環境充実の 3 点を目指す。

→ゾーニング、プランニング

03 環境教育

地球環境や持続可能な社会の構築を生徒が自らが学ぶ場所

富士川町のゼロカーボンシティ宣言にもとづき、基準一次エネルギー消費量を 50％以上削減 (ZEB Ready) するだけでなく、生徒自らが環境を学ぶ機会を創出し、環境教育の一端を担う学び舎づくりを目指す。

→BEI=0.48(ZEB Ready 認証取得)、環境配慮の見える化

04 地域貢献

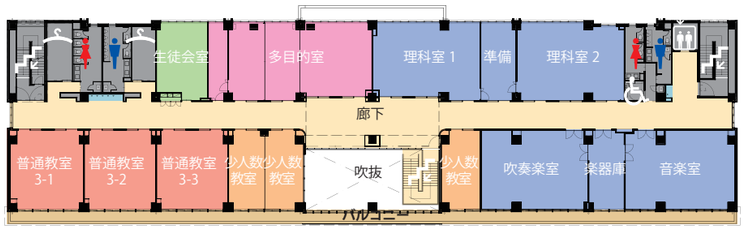
帆を張り、日本そして世界への船出となる場所

富士川舟運の要衝地として流通の拠点として栄えた富士川町。
ここ富士川町を玄関口として、生徒の活躍が日本そして世界へ広がり富士川町地域の発展・貢献へつながることを願っている。

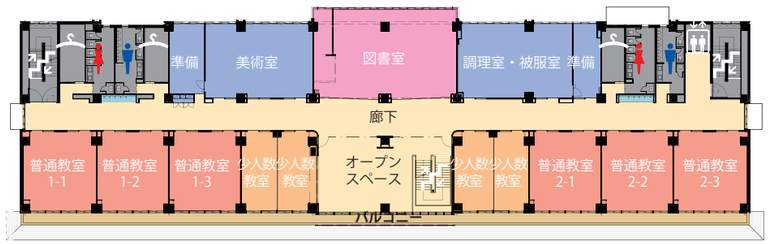
配置・平面計画



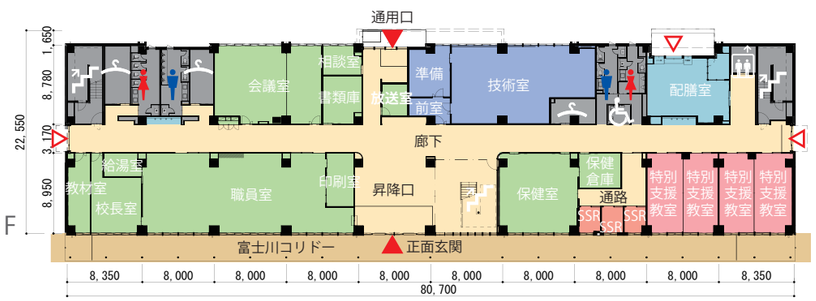
①敷地南側の既存校舎を仮設校舎として利用するため、新校舎は校庭を既存同程度に確保しながらも、北側近隣への日影に配慮した位置
②新校舎と校庭の中間には、屋根付き歩廊「富士川コリドー」を整備
③屋内運動場へは屋根付きスロープにてバリアフリー動線を確保
④各門からの多方なアクセスと現状の小学生の登下校ルート等の利用形態維持に配慮し、校庭周囲に歩道を整備
⑤スクールバス等の大型車両の乗り入れは、東側の大通りからとし、近隣交通へ配慮
(職員・来客は北側駐車場、屋内運動場利用者は南側駐車場)



(2) 多様な学習内容・学習形態が可能となる学習環境づくり
→多目的室や少人数教室のフレキシブルな利用



(1) コミュニケーションを創出する場所づくり
→オープンスペースと図書館を中心とした学び舎



(3) 一人一人の多様性を尊重する生活環境充実
→各学年専用のトイレ・更衣室、SSR の整備

３ －（２）

子育て支援に関する事業への充当について

【令和７年度検討結果】

・　間伐材を使用して、木工作品づくりのワークショップを実施する。

・　作成した木製品を広く周知し、子育て世代のニーズ調査に繋げることで、より効果的な事業を開始する。

【活用方針】

・　令和７年度に木に触れる機会を設けるため、以下の町産材を使用した木製製品を作成し、設置した。

1　保育所　・・・　町産材使用年長児二人掛け折りたたみ式木製テーブル

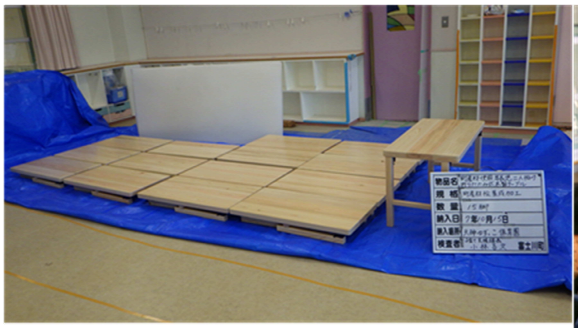
2　児童センター　・・・　移動式絵本収納ラック（本棚）

【現状報告】

1　天神ゆずっこ保育園

令和７年 10 月 15 日に納入。園児が日常で使用する机に、町産木材を取り入れることで木の温かさや質感を身近に感じられる環境を整えることができた。

就学を見据え、年長児が学校生活に近い環境で過ごす経験も大切であることから、２人掛けで前を向いて座ることが出来る机を制作。特注制作をしたことで園児が安全かつ使いやすいように仕上がり、就学後の学校生活を意識した座り方が経験できている。





２　児童センター

児童センター内で木に触れる機会を設けたいとの意見があり、移動式絵本収納ラック（本棚）を作成。木のぬくもりがあり、子どもとても喜んでいる。木製の本棚への興味も合わさって、以前よりも絵本への興味も高くなってきている。





令和7年度 森林環境譲与税に関する決算状況

事業区分	事業名	事業総額(千円)			事業内容	税導入の効果
		(A)+(B)	(A)うち森林環境譲与税(千円)	(B)うち他の財源(千円)		
① 意向調査の準備作業	林地台帳システムデータ更新事業	550	550	0	林地台帳システムの保守及び所有者情報・地番図情報データ更新作業	令和2年度から意向調査を実施した森林の一部について、集積計画の策定を行い、森林整備のための測量、積算まで実施することができた。
② 意向調査	意向調査、集積計画策定業務、現地測量	3,038	3,038	0	意向調査4.25.ha、集積計画1.97ha	
③ 私有林整備	集積計画森林　保育間伐	626	626	0	間伐1.16ha	集積計画を策定した森林の一部について、森林整備を実施することができた。
⑦ その他(森林整備)	ナラ枯れ被害拡大防止処理	8	8	0	立木くん蒸　4本 (1,76㎥)(平林地内)	被害木に必要な処理をすることで、被害の拡大を防ぐことができた。
⑩ 専門員の雇用	地域林政アドバイザー雇用事業	1,823	1,823	0	地域林政アドバイザーの雇用に要する経費	森林整備等の専門員を雇用することにより、町の森林整備計画策定に関することや、令和元年度施行の「森林経営管理制度」による森林整備に関することなど、専門的知見をもって業務を遂行することができた。
⑫ その他(人材育成等)	木材普及啓発事業	1,294	1,294	0	子育て施設における備品の木質化 ※年長児二人掛け折りたたみ式木製テーブル ※移動式絵本収納ラック(本棚)	備品を木質化することで木材に親しみやすい環境を整備することができた。
⑬ 木造公共建築物の整備等	新中学校校舎建設事業 (基金)	12,584	12,584	0	木質化に関する経費(基金の積み立て)	「富士川町内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、校舎の木質化を行い、その費用の一部に森林環境譲与税を充当するための基金を積み立てた。 校舎内の各所に町産材を活用し、学校全体に木のぬくもりを取り入れていく方針
	合計	19,923	19,923	0		

※金額の1,000円未満を端数調整しているため、実際の決算金額と異なります。

令和7年度 森林環境譲与税に関する決算状況(基金分)

事業区分	事業名	事業総額（千円）			事業内容	税導入の効果
		(A)+(B)	(A)うち森林環境譲与税（千円）	(B)うち他の財源（千円）		
⑬ 木造公共建築物の整備等	新中学校校舎建設事業	26,197	26,197	0	令和6年度末　基金積立額	
⑬ 木造公共建築物の整備等	新中学校校舎建設事業 ※基金一部取り崩し	△ 6,612	△ 6,612	0	荒製材及びその保管	
⑬ 木造公共建築物の整備等	新中学校校舎建設事業	12,584	12,584	0	令和7年度　積立額	
合計		32,169	32,169	0	令和7年度末　積立額	

※金額の1,000円未満を端数調整しているため、実際の決算金額と異なります。

令和8年度 森林環境譲与税に関する予算状況

事業区分	事業名	事業総額（千円）			事業内容	進捗状況
		(A)+(B)	(A)うち森林環境譲与税（千円）	(B)うち他の財源（千円）		
① 意向調査の準備作業	林地台帳システム整備業務委託	2,508	2,508	0	GISを利用した林地台帳システムへの再構築	令和8年4月入札にて業者を決定した。 現在は業務遂行中
② 意向調査	意向調査、集積計画策定業務、現地測量	3,718	3,718	0	集積計画策定に向け、意向調査を行う。	令和8年4月に委託契約締結した。 令和8年10月～11月にかけて平林の一部地域に意向調査を行う予定。
③ 私有林整備	集積計画森林　保育間伐	1,816	1,816	0	集積計画を策定した森林に対して森林整備を行う。	意向調査及び集積計画が進み次第、間伐を発注する予定。
③ 私有林整備	森林境界明確化事業(境界推測図案作成)	5,269	2,203	3,066	森林境界が不明確地域において、境界を明確化するために推測図を作成し、所有者探索へ繋げる。	令和8年6月に業者を選定し、契約。 現在は業者を遂行中。
③ 私有林整備	森林境界明確化事業(森林所有者確認)	4,569	4,569	0	境界を明確化するために推測図を作成した地域の森林所有者を確定させる業務事前準備を委託する。	令和8年6月に業者を選定し、契約。 旧公図等や登記簿を用いて、所有者を調査している。 今後、境界推測図案が作成された段階で推測図案と所有者を照合し、暫定で所有者を決定する。
⑧ 担い手確保	林業安全装備品購入費補助金	1,000	1,000	0	林業従事者が使用する安全装備品の購入に要する経費に対し、補助金を交付する。 （1件当たりの補助金上限額　20万円）	HPへの掲載及び町内の林業事業者に対して周知文を送付済み。 現在、1件の申請があり。
⑩ 専門員の雇用	地域林政アドバイザー雇用事業	2,004	2,004	0	地域林政アドバイザーの雇用に要する経費	森林整備等の専門員を雇用することにより、町の森林整備計画策定に関することや、令和元年度施行の「森林経営管理制度」による森林整備に関することなど、専門的知見をもって業務を遂行することができた。
	合計	20,884	17,818	3,066		

※金額の1,000円未満を端数調整しているため、実際の執行予定金額と異なります。
※金額が確定している事業については契約金額を記載しています。

令和９年度以降　活用事業の主な検討項目

●今後の主な検討項目

①　林業事業者への補助制度の検討

※林業安全装備品購入費への補助は令和8年度より開始

②　新たに建設や改修を予定している公共施設の木質化の検討

「富士川町内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物における木材の利用の促進を図っていく。

○　公共建築物について、率先して木造化・内装等の木質化を図る。

○　使用される机、椅子、書棚等の備品等について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。

○　町民への普及啓発

③　重要インフラ隣接森林整備事業導入の検討

※町では緩衝帯整備事業（別添参照）を検討しています。

④　スマート林業導入の検討

⑤　町有林を活用した森林環境教育事業の検討

⑥　農林大学校森林学科との連携事業の検討

⑦　その他(上記以外の事業)

別　添

緩衝帯整備事業について

１　野生動物による被害

近年、野生動物による人身被害や農作物被害が深刻化しています。

特に、人の日常生活圏へのクマの出没が全国的に多発しており、令和７年１１月には、クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心な暮らしを脅かす深刻な事態となっています。

国は、こうした状況を踏まえ、実効性の高い対策を着実に、そして、段階的に実行することにより、人の日常生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現することとしています。

２　鳥獣被害対策の３本柱

野生動物は、「安全」で「食べ物を得ることができる」場所を求めています。人の日常生活圏に野生動物を寄せ付けないためには、集落は、「危険」で「食べ物を得られない」場所であるということを野生動物に学習させることが必要です。

鳥獣被害対策は、「鳥獣の捕獲」・「侵入防止対策」・「生息環境管理」の３本柱を基本としています。野生動物の侵入を防止しつつ、捕獲活動や集落内の環境管理等を総合的な取組として実践していくことが重要です。



出典：農林水産省　農村振興局「鳥獣被害の現状と対策」（令和８年９月）

３　侵入防止対策

集落周辺の手入れがされていない山林は、野生動物にとって安心して集落に近づくための「隠れ場所」となり、人の日常生活圏のすぐそばまで野生動物の接近を許すことになります。

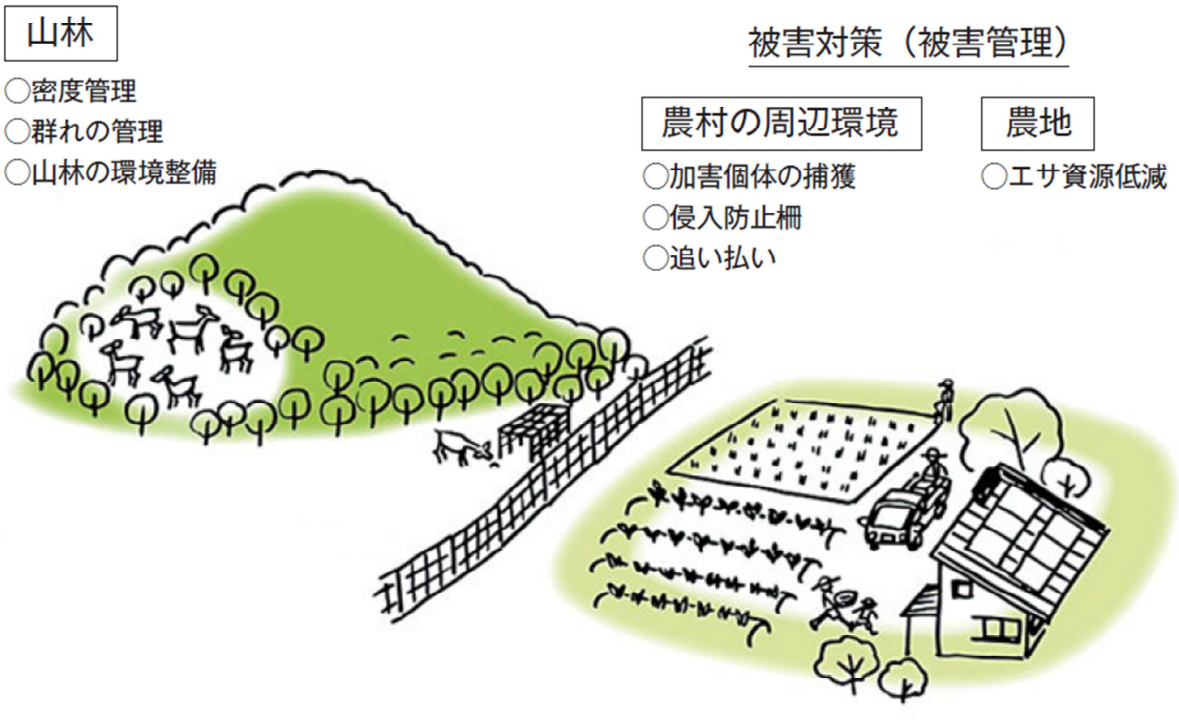
野生動物と集落を分ける「緩衝帯」を整備することで、野生動物が集落に近づきにくい環境をつくり出します。

【緩衝帯の整備方法とその効果】

・心理的な障壁・・・集落周辺の藪や雑木林の刈払い、隣接森林の間伐等により、見通しの良い環境をつくり、「隠れ場所」をなくすことで野生動物を集落から遠ざける効果があります。

・物理的な障壁・・・「心理的な障壁」は、一時的に野生動物を遠ざける効果がありますが、侵入を完全に防止することはできません。森林整備と併せて侵入防止柵を設置することで野生動物の生息域と人の日常生活圏との継続的なすみ分けを実現することができます。

図2-2-1　野生動物管理の概念図



出典：農林水産省 農村振興局「野生鳥獣被害防止マニュアル【総合対策編】」（令和５年３月）

４　富士川町の鳥獣被害対策

（１）捕獲活動

・鳥獣保護管理法に基づく捕獲（個体数を調整するための捕獲）
　【令和７年度実績】　シカ　３３１頭、イノシシ　３９頭、サル　４９頭
・鳥獣被害防止特措法に基づく捕獲（農林業被害を防止するための捕獲）
　【令和７年度実績】　シカ　５５頭

（２）侵入防止柵設置

・平成１８年から、要望地区への侵入防止柵の設置を進めています。
　【これまでの整備状況】　１８地区、総延長　約４０㎞
・設置後に行ったアンケート調査では、耕作地での被害面積が設置前と比較して２割程度に減少したとの回答がありました。
・維持管理については、設置時に締結した契約に基づき、各地区において侵入防止柵周辺の草刈作業等を行っています。

５　侵入防止柵の維持管理に係る課題

人口減少・高齢化により、地域の担い手不足が深刻な状況となり、侵入防止柵の維持管理が困難な状況となっている地区があります。

電気柵周辺の管理が行き届かず、繁茂した雑草・雑木がワイヤーに触れると電圧が下がり、電気ショックの効果が失われます。

電気柵としての効果が失われると、イノシシやシカの侵入は防げても、サルやクマは、柵を越えて侵入してしまいます。

◎課題解決に向けて・・・

野生動物の生息域と人の日常生活圏とのすみ分けを実現する「緩衝帯」は、里山集落での安全・安心な暮らしを守るとともに、農業生産活動の基盤となる重要な地域インフラ施設と捉えて、その機能が十分に発揮されるよう維持管理していくことが必要です。

また、緩衝帯の管理が十分に行えず、里山集落が荒廃することによって、市街区域に野生動物が侵入してくる状況も懸念されることから、里山集落のみならず、町全体の問題と捉えて、対策を進めていく必要があります。

森林環境譲与税は、鳥獣被害対策を目的とした緩衝帯整備事業に活用することができますので、令和９年度以降の事業構築に向けて、調査・研究を進めて参りたいと考えております。



倒木により電気柵が損壊（平林地区）



サルによる水田の被害（穂積地区）